

インターネットを利用した選挙運動について

石川県選挙管理委員会

文書やイラスト、写真などを特定の候補者の当選のために不特定または多数の者に配布することは、公職選挙法で特に認められたもの（県議会議員選挙の場合は葉書8,000枚のみ）以外は禁止されています。

ホームページ、ブログ、電子メール、ツイッターなどは、文書などの配布に該当すると解されていますので、特定の候補者を当選させるために、これらのインターネットを利用した選挙運動を行うことは禁止されています。



なお、立候補者やその関係者が禁止されるのはもちろんですが、これらと特に関係のない方が行う場合であっても同様に禁止されますので、ご注意ください。

